

議案第111号

財産（区立小中学校児童・生徒用タブレット型情報端末）の処分
上記の議案を提出する。

令和7年6月3日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

（説明） 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第3条の規定に基づき、本案を提出する。

財産（区立小中学校児童・生徒用タブレット型情報端末）の処分

予定価格60,000,000円以上のタブレット型情報端末を、下記のとおり売り払う。

記

- 1 売払いの目的 タブレット型情報端末の更新のため
- 2 売り払う物 児童及び生徒用タブレット型情報端末
- 3 売払金額 341,330,423円
- 4 売払いの相手方 愛知県大府市柊山町三丁目33番地
リネットジャパンリサイクル株式会社
代表者 黒田武志